

# 平成14年度公共事業の再評価に関する意見書

平成14年10月17日

京都市公共事業再評価委員会

平成14年10月17日

京都市長 榎本 頼兼 様

京都市公共事業再評価委員会  
委員長 佐佐木 綱

## 公共事業の再評価に関する意見の提出について

京都市公共事業再評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成10年12月25日に設置された。本委員会は、平成10年度から13年度までの間に46事業に対して審議を行い意見を述べた。今年度は平成14年9月26日までの間、今年度対象となった9事業について、現地視察を含め5回の委員会を開催し、審議を行ってきた。

審議の結果、本委員会の9事業に対する意見を下記のとおりとりまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として再評価を進めていただくとともに、公共事業の推進に当たっては、効率性及び実施過程の透明性の一層の向上に努められるよう求めるものである。

### 記

#### 1 本委員会における審議経過

今年度は、別紙1の補助事業8事業（うち1事業は再々評価）、単独事業1事業が再評価の対象となっており、本委員会では、各事業について、市から事業内容と、市が作成した対応方針（案）について説明を受け、市の対応方針（案）の妥当性について詳細に審議を行った。ここに、その審議結果をとりまとめるものである。

なお、平成10年度から12年度までに再評価を行って現在も継続中である別紙2の39事業について、今年度の委員会においてフォローアップを行った。これら39事業の平成13年度までの実績等の報告を受け、うち18事業について抽出し事業進捗の確認を行った。平成13年度以後に再評価を行った事業についても引き続きフォローアップを行う予定である。

## 2 事業全体についての意見

本委員会は、今回、再評価の対象となったすべての事業について、京都市の対応方針（案）に基づき事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も市民生活の福祉向上や安全性の確保の上から早期の完成が待たれるものである。

なお、事業の執行に当たっては、問題点の確認や課題の解決に全力で取り組むとともに、事業の優先性に配慮した事業費の配分を行うよう努められたい。

以下に、平成10年度から12年度までに再評価を行った事業のフォローアップも含め、事業全体についての意見を述べる。

### (1) 再評価を行った事業のフォローアップについて

本委員会においては、過年度に再評価を行った事業のその後の進捗確認及び事業継続の妥当性の確認としてフォローアップを行っている。

公共事業の再評価を行って、継続することが妥当であるとしたものについて、いまだ予算の配分が行われず事業が進んでいないものが見受けられる。こうした事業のなかで優先順位が高いと認められるものについては、予算の重点配分を行うなどして早期完成を目指していただきたい。

### (2) 土地区画整理事業について

土地区画整理事業は、道路等の都市基盤施設と良好な宅地供給に

ついて一体的な面整備を行い，良質の市街地を形成していく事業である。今後は，区画整理による基盤整備に加えて地区計画等を定めるなど，地域のアイデンティティを守り，形成することのできるようなまちづくりのあり方を追求することを望む。

また，事業評価の指標のひとつとして，事業の一部である街路整備についての費用便益分析が用いられているが，それは必ずしも適切ではなく，事業全体の費用便益分析のあり方を追求されたい。それに加えて，土地区画整理事業としての財務上の指標を用いた評価を行うなど，京都市独自の評価方法について工夫されたい。

### ( 3 ) 河川事業について

河川事業は，洪水から市民の生命と財産を守る重要な事業である。その執行に当たっては，全体計画を定めたとうえで，その流域の状況に応じて，河道改修や遊水池などの河川施設の整備について，浸水被害の早期の軽減と流域の環境整備の観点から，事業着手の優先性を検討し事業の推進が図られるべきである。このことは，公共事業再評価の課題というよりも，むしろ事業着手に先立って十分になされなければならない。

また，優先順位をつけたものの，既に複数の事業に着手しているため，予定どおり進まないケースも見られる。

今後，様々な事業との比較の中で，早期の事業効果を発現させる方法を見極め，限られた予算の中で河川事業の進め方について検討する必要がある。

### ( 4 ) 街路事業について

街路事業は，都市計画に定める都市施設としての道路を整備するもので，都市整備基盤の根幹を成す重要な事業であり，その執行に当たっては，必要性に応じた適切な優先度を設定し，優先度が高い路線については重点的に整備されるべきである。

また，街路事業の影響は広範囲に及ぶことから，事業完了後の事

業地周辺の環境にも十分配慮した適切な措置が取られるべきである。

さらに、評価に使う「事業調書」の内容構成についてさらに検討し、費用便益分析やその他所定の項目に入らない事業のメリット、デメリットについては、記述によって明らかにすることも考えるべきである。

#### (5) 事業評価のための基礎資料について

事業調書は、事業の評価を行うにあたっての最も重要な基礎資料である。調書の作成にあたっては、数値等、基礎データに誤りのないように適正なものとするとともに、現時点における、より最適な資料を用いた調書作成に努められたい。

### 3 個別事業に対する意見

#### (1) 土地区画整理事業 洛北第三地区

本事業は、市街地周辺の無秩序な市街化を抑制し、都市計画道路幡枝葵森線、幡枝中通線を軸に、道路、水路、公園を配置して、良好な住宅地を形成するものである。加えて自然景観に配慮した整備改善と宅地利用の増進を図り、洛北の山麓に開かれた歴史と自然景観に恵まれた住宅地を形成するものである。

古都保存法（歴史的風土保存地区）に関わる区域の除外についての地権者との合意形成、事業計画に対する要望書の調整等に時間を要したため事業が遅れていたが、平成13年度末では仮換地指定率が77.9%に達し、平成16年度には完成が見込めることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

一般的に土地区画整理事業の費用便益分析は、街路の整備に関する分析だけでなく、地域全体の面的整備に関する分析を総合的に行うべきである。本事業については、前者に関する分析は既になされているものの、後者に関する分析は実施されていない。しかしながら、本事業はあと数年後には完成予定であり、土地区画整理事業と

しては終局段階にあることから、それに要する費用等を考慮して、敢えて要求する必要はないと考える。

また、今後さらに保留地処分に厳しい局面も予想されることから、財務収支について検証するとともに、今後の事業のあり方を検討することが必要と考える。

なお、当初の本事業に係る基礎資料には、街路整備の費用便益分析における将来交通量の予測に不適切な方法が用いられ、そのため過大な費用便益比が算出されていた。再評価についての基礎資料は、評価制度の信頼性を保つうえで非常に重要なものである。今後はこのようなことがないように十分注意されたい。

## (2) 河川事業 西野山川

本事業箇所は、工場や事業所が進出し、市街化の進展が想定される地域で治水安全度が低いため、支川を拡幅し、支川と本川の間しょうすいるに捷水路（ショートカット水路）を新設することで流下能力を高め、治水安全度の向上を図るものである。

本事業は、本川上流部の用地買収に時間を要することが予想されたため、支川の改修を先行して実施しており、平成17年度には支川改修が完成する予定で、一定の治水効果が期待できる。また、本川上流部についても支川に引き続き改修を実施する予定であることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

## (3) 河川事業 西高瀬川（有栖川工区）

本事業箇所は、周辺における近年の急激な市街化の進展に伴い、雨水流出量が急増しており、現状断面積の不足による降水時における浸水被害が増大している。そのため、本事業は、河川断面積の拡大等の整備を行い、治水安全度の向上を図るものである。

本事業箇所では、平成11年度に流域の住民、学校及び行政による「有栖川を考える会」が発足し、住民参加による環境に配慮した川づくり作業が順調に進んでいる。本事業は平成15年度には地元

協議の結果を受けた改修工事に着手する予定であること、河川中流域を含む総合的な治水整備として取り組まれていることが明らかなので「事業継続」は妥当であると判断した。

(4) 河川事業 善峰川

善峰川は、大部分が自然河岸であるため、河川断面積の不足及び屈曲が随所に見られ、現況流下能力が低いことから、過去数回にわたり豪雨による浸水被害が発生している。本事業はこの状況に対処するため、河川断面積を拡大し、流下能力を高め、治水安全度の向上を図ることを目的とする。

事業の遅延原因であった一部の用地買収について、改修工事に起因する訴訟の判決が、平成12年3月に確定し、平成13年1月には当該用地の取得が完了した。本事業は平成13年度から工事を再開しており、今後順調な進捗が見込まれることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

(5) 街路事業 伏見向日町線

(6) 街路事業 中山石見線

これらの2事業は、府域で整備されている外環状線と連携して、国道1号、国道171号と国道9号を連絡する幹線道路網を形成し、洛西地域の生活道路に流入していた通過交通を処理するとともに、安全で円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

両路線ともに境界確定作業が難航していたが、関係地権者と協議を重ねてきた結果、両路線とも用地取得率は70%以上完了しており、平成15年度には工事着手する予定であることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

なお、乙訓郡大山崎町内に京都第二外環状道路と名神高速道路のインターチェンジができるため、しばらくの間は当該路線がそのインターチェンジと国道9号を結ぶ主要道路となり、当該路線に現在の将来予測交通量以上の交通が流れることが懸念されることから、周辺地域の環境への影響に関わる適切な措置を検討されたい。

( 7 ) 街路事業 御陵六地蔵線 ( 第三工区 )

本事業は、南北幹線道路である御陵六地蔵線のうち、山科区西野山と伏見区小栗栖を結ぶ区間で、未整備区間である本事業区間を整備することにより、山科・醍醐地域の南北交通流を改善し、この地域の安全で円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

当該路線の第二工区の事業完成の目途が立ち、残る未整備区間である本工区の整備が急がれるため、「事業継続」は妥当であると判断した。

( 8 ) 街路事業 鴨川東岸線 ( 第一工区 )

本事業は、南北幹線道路として重要な位置を占める鴨川東岸線のうち、未整備区間である塩小路通以南の一部区間 ( 十条通 ~ 中央橋 ) を整備するものである。本路線は、京都高速道路 新十条通、油小路線の都心アクセス道路になるとともに、現在、国土交通省及び日本道路公団が整備を進めている第二京阪道路と接続することにより大阪方面と繋がる広域道路ネットワークを形成し、京都市南部地域の安全で円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

事業の遅延原因であった、用地取得において、一部地権者の理解が得られず、不測の時間を要したが、今後、未買収である事業用地については、土地収用法適用も視野に入れており、また、支障となっていた建物移転の目途が立ち、平成 15 年度の完成が見込まれることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

( 9 ) 密集住宅市街地整備促進事業 東九条地区

本事業は、老朽住宅が密集し、公共施設が不足する地区において、住宅事情の改善、居住環境の整備、老朽住宅の建て替えの促進等を行うことにより、防災性の向上と公共の福祉に寄与することを目的としている。

これまで、用地取得において、土地所有者、建物所有者、賃借人等がそれぞれ別々に存在し、それらが複雑な権利関係のもとに成り

立っている地域の実情から，用地交渉が難航し，事業に遅れが生じていたものである。しかしながら，コミュニティ住宅の建設が進み，地域住民のまちづくりに対する参加意識が高まる中で，事業が進捗する見込みが立ってきていることから，「事業継続」は妥当であると判断した。

この事業については，費用便益分析における事業効果の評価が地価上昇に基づいて行われる部分があり，その地価が路線価評価方式で算定されるため，この種の事業評価としては限界を持っていることを考慮して，事業の目的や必要性，地域の実情を十分に把握，検討したうえで判断したものである。

なお今後も，地域内の人口，年齢構成その他の，事業着手時点からの大きな変化を踏まえ，事業内容の見直しが行われるべきである。



## 平成14年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業  
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施すること  
 とが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	審議結果
土地 整理 事業	1	補	洛北第三地区	面積A=32.1ha	H5		10	「事業継続」は妥当である
	2	補	西野山川	延長 L= 635m	H5		10	「事業継続」は妥当である
河川 事業	3	補	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L= 560m	H5		10	「事業継続」は妥当である
	4	補	善峰川	延長 L= 880m	S63		15	「事業継続」は妥当である
	5	補	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W= 32m	H5		10	「事業継続」は妥当である
街路 事業	6	補	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W= 25m	H5		10	「事業継続」は妥当である
	7	単	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L= 632m 幅員 W= 15m	H5		10	「事業継続」は妥当である
	8	補	鴨川東岸線 (第一工区)	延長 L= 512m 幅員 W= 22.5 ~ 39.0m	H5		10	「事業継続」は妥当である
	9	補	東九条地区	不良住宅の密集地域 における住環境整備 面積 A= 9.0ha	H5		10	「事業継続」は妥当である

\* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

## 平成14年度 フォローアップ対象事業一覧

再評価 実施年度	補助単独	種別	番号	事業名	進捗率(%) (H14.3)	摘要
平成10年度	国庫補助 事業	都市公園事業	1	西京極運動公園	84	
			2	桂川緑地	95	
		土地区画整理事業	3	二条駅地区	91	
			4	伏見西部第三地区	75	抽出審議
			5	伏見西部第四地区	14	〃
		道路・街路事業	6	一般国道367号	100	H13完了
			7	十条通	99	
			8	深草大津線	96	
		河川事業	9	瀬戸川	46	抽出審議
			10	白川	85	
		下水道事業*	11	鳥羽処理区	99	
			12	吉祥院処理区	100	
			13	伏見処理区	91	
			14	山科処理区	97	
			15	桂川右岸	86	
			16	木津川	100	
		住宅地区改良事業	17	崇仁北部第三地区	87	
			18	崇仁北部第四地区	44	抽出審議
			19	改進第三地区	98	
平成11年度	国庫補助 事業	道路事業	20	一般国道477号	46	抽出審議
		河川事業	21	旧安祥寺川	6	〃
	京都市単独 事業	街路事業	22	葛野大路	85	
			23	御池通	100	H13完了
			24	向日町上鳥羽線	97	
			25	葛野西通	48	抽出審議
			26	大原通	69	〃
			27	宝ヶ池通	41	〃
			28	山陰線側道北線	88	
			29	近鉄東側道	86	
土地区画整理事業	30	洛北第二地区	96			
平成12年度	京都市単独 事業	街路事業	31	幡枝葵森線	52	抽出審議
			32	国鉄嵯峨駅北通	60	〃
			33	桂駅東通	88	〃
			34	山陰街道	6	〃
			35	御陵六地藏線	88	〃
		土地区画整理事業	36	上鳥羽南部地区	88	〃
			37	竹田地区	94	〃
		道路事業	38	伏見西部第二地区	92	〃
39	大原花背線	30	〃			

\* 下水道事業の進捗率は、下水道管（污水管）の普及率を示す。

## 参 考 資 料

- 1 京都市公共事業再評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業再評価委員会審議日程

## 1 京都市公共事業再評価委員会委員名簿

	小野山 正彦	京都新聞社論説委員長
	小林 慎太郎	京都大学大学院地球環境学堂教授
委員長	佐佐木 綱	京都大学名誉教授
	下野 暉子	京都商工会議所女性会副会長
副委員長	徳岡 一幸	同志社大学経済学部教授
	町田 玲子	京都府立大学人間環境学部教授
	安本 典夫	立命館大学法学部教授

(五十音順, 敬称略)

## 2 京都市公共事業再評価委員会審議日程

区分	開催年月日	審議内容
第1回	平成14年 6月10日	・平成14年度京都市予算概要 ・平成10・11・12年度再評価事業の フォローアップ
第2回	平成14年 7月 5日	・平成14年度再評価事業の概要と対応方針(案) 対象事業9事業
第3回	平成14年 7月26日	・対象事業の現地視察 対象事業9事業
第4回	平成14年 8月29日	・対象事業の審議
第5回	平成14年 9月26日	・意見書の取りまとめ